

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。税務監査部の西元です。個人事業者の皆様は事業年度の締めもあり、慌ただしい日々が続きますが、体調にはくれぐれもお気をつけ下さい。

ご検討を！キャッシュレス・ポイント還元事業

■キャッシュレス・ポイント還元事業とは

2019年10月1日の消費税率引き上げによる消費低迷の緩和策として、9か月間に限りキャッシュレス決済を利用した消費者に対し、ポイント還元を実施する事業です。

■実施期間

2019年10月1日～2020年6月30日の9か月間

■対象者

サービス業や小売業、製造業等**ほぼすべての業種・事業者(法人・個人事業主)**となっております。

※業種ごとに資本金や従業員数等対象者要件がございます。

■対象決済方法

QRコード(PayPay等)やクレジットカードはもちろん、**交通系電子マネーやプリペイドカード**も対象となっております。

■還元率

中小規模事業者・・・5%

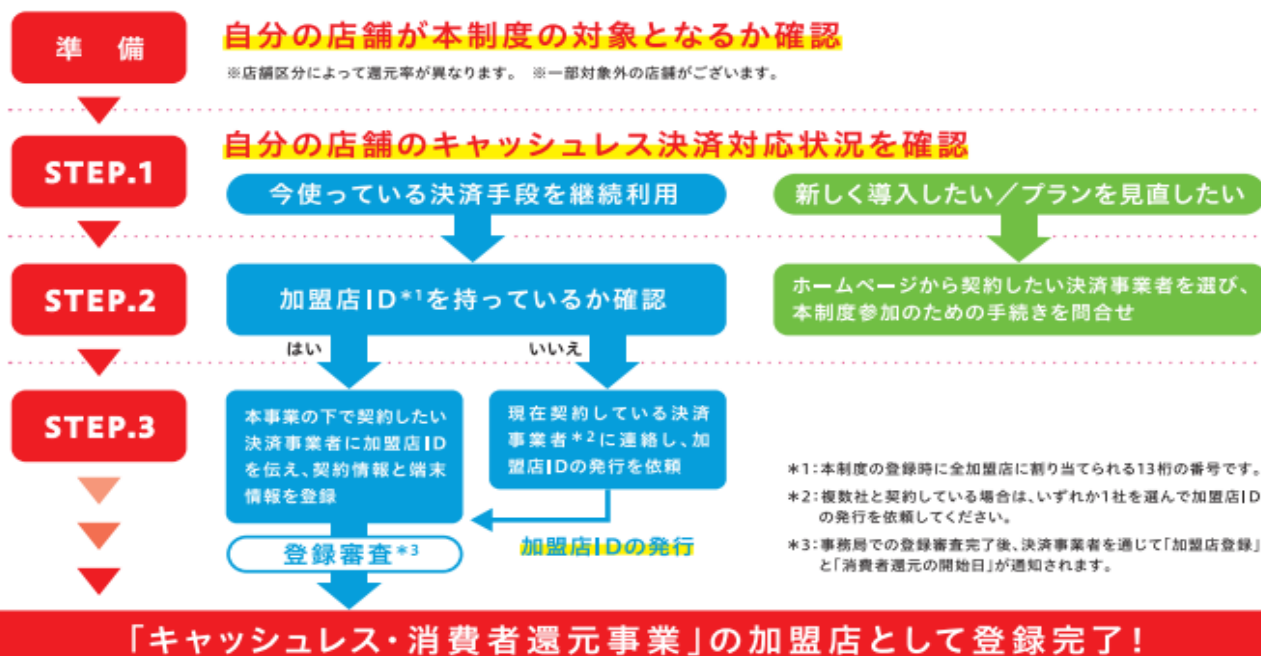
コンビニやガソリンスタンド等フランチャイズチェーン店・・・2%

■手続き方法

事業者は**ポイント還元を受けたい決済事業者ごとに登録・申請**をしなければなりません。

また、その際提出書類等(確定申告書や開業届等)がございますのでご準備が必要です。

登録までのステップ



*1:本制度の登録時に全加盟店に割り当てられる13桁の番号です。
*2:複数社と契約している場合は、いずれか1社を選んで加盟店IDの発行を依頼してください。
*3:事務局での登録審査完了後、決済事業者を通じて「加盟店登録」と「消費者還元開始日」が通知されます。

(出典：キャッシュレス・消費者還元事業 HP (<https://cashless.go.jp/>))

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350